

福島市環境審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 14 号

福島市環境審議会条例の一部を改正する条例

福島市環境審議会条例（平成8年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関すること

第3条第1項中「12人」を「15人」に改め、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条第1項中「2年」の次に「以内」を加える。

第6条及び第7条を次のように改める。

（専門部会）

第6条 審議会は、専門的な事項を調査審議させるため、複数の専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、審議会の議決を経ずに部会に調査審議させることができる。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 部会は、専門部会委員（以下「部会委員」という。）7人以内で組織する。

5 部会委員は、委員、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

6 部会委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

7 部会委員が欠けた場合における補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門部会長）

第7条 部会に専門部会長（以下「部会長」という。）を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

2 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する。

第8条中「の運営」を「及び部会」に、「会長が審議会に諮って」を「市長が別に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表環境審議会委員の項中「環境審議会委員」の次に「及び専門部会委員」を加える。